

## 発達障害ナビポータル運用管理規程

(運用管理規程の目的)

第1条 この規程は、発達障害ナビポータル（以下「ポータル」という。）の適正かつ円滑な運用管理を図ることを目的とする。

(ポータルの目的)

第2条 ポータルは、発達障害児者及びその家族に向け、日常生活又は社会生活の向上に資する情報を提供するとともに、発達障害児者及びその家族を支援する者に向け、発達障害児者に関する教育、医療・保健、福祉、労働の各分野に渡る情報を整理して、信頼のおける情報を提供し、もって、発達障害児者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする。

(ポータルの統括)

第3条 ポータルの運用は、国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センター（以下「情報・支援センター」という。）の長及び国立特別支援教育総合研究所発達障害教育推進センター（以下「教育推進センター」という。）の長が統括する。

(運用の基本方針)

第4条 ポータルの運用に当たっては、次の各号を基本的な方針として運用する。

- 一 発達障害に関する信頼のおける情報の迅速かつ積極的な発信に努めること。
- 二 個人情報の保護方針及び関連法令を遵守すること。
- 三 情報セキュリティの確保、WEBアクセシビリティ等の確保に努めること。
- 四 コンテンツの掲載に当たっては、別に定める「発達障害ナビポータルのコンテンツ掲載ガイドライン」に即してこれを行うこと。

(運用管理委員会)

第5条 前条の基本方針に則った適切な運用を確保するため、情報・支援センター内に発達障害ナビポータル運用管理委員会を置く。

(ポータルの管理)

第6条 ポータルの管理は、情報・支援センターが行う。

附 則

(適用期日)

本規程は、令和3年9月30日から適用する。

本規程は、令和6年8月28日から適用する。